人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一一三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年五月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一一三―一七

人事院規則九―一一三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一一三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第十四号ロ中「核物質防護室分室」を「核セキュリティ・核物質防護室分室」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○経済産業省告示第百一号

平成六年通商産業省告示第四百七十二号（燃料油メーター及び液化石油ガスメーターの外部装置との接続試験の方法について）は、平成二十六年十一月一日限り廃止する。

平成二十六年五月一日　経済産業大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第百二号

平成五年通商産業省告示第五百五十号（計量法施行規則第三十条第二項第六号の規定に基づき経済産業大臣が別に定める基準）は、平成二十六年五月一日限り廃止する。

平成二十六年五月一日　経済産業大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第百三号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二十一条の規定による届出があったので、同法第四十六条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年五月一日　経済産業大臣　茂木　敏充

(一)　国内登録検査機関の名称　一般財団法人電気安全環境研究所

(二)　変更前の事業所の名称及び所在地　一般財団法人電気安全環境研究所　関西事業所　兵庫県尼崎市若王寺三丁目九番一号

(三)　変更後の事業所の名称及び所在地　一般財団法人電気安全環境研究所　関西事業所　兵庫県神戸市東灘区向洋町西四丁目一番

(四)　変更年月日　平成二十六年五月一日

○国土交通省告示第五百三十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表福岡ＶＯＲの項中「平成16年６月10日から供用再開」を「平成26年５月29日から平成26年７月23日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

海中ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ33°41′Ｅ130°24′ 福岡県福岡市	116.0	200	なし	ＵＭＥ	24時間	平成26年５月29日	海中ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表南大東ＶＯＲの項中「平成９年７月20日」の次に「（平成26年５月29日から平成26年９月17日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

権蔵ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ25°51′Ｅ131°15′ 沖縄県島尻群南大東村	112.9	200	なし	ＧＺＥ	24時間	平成26年５月29日	権蔵ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表福岡タカンの項中「平成10年12月19日から供用再開」を「平成26年５月29日から平成26年７月23日まで供用休止」に改める。

第四項の表壱岐ＤＭＥの項の次に次のように加える。

海中ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ33°41′Ｅ130°24′ 福岡県福岡市	1,194	3	なし	ＵＭＥ	24時間	平成26年５月29日	海中ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表南大東ＤＭＥの項中「平成９年７月20日」の次に「（平成26年５月29日から平成26年９月17日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

権蔵ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ25°51′Ｅ131°15′ 沖縄県島尻群南大東村	1,163	3	なし	ＧＺＥ	24時間	平成26年５月29日	権蔵ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十六年五月二十九日から施行する。

官庁報告

国家試験

平成26年度土地家屋調査士試験に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第６条の規定に基づき、平成26年度における土地家屋調査士試験を次のとおり行う。

平成26年５月１日　法務大臣　谷垣　禎一

1　受験資格

年令、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　平成26年８月24日（日曜日）

口述試験　平成26年11月20日（木曜日）

3　試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

⑴　民法に関する知識

⑵　登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

⑶　土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア　平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）

イ　作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

⑷　その他土地家屋調査士法第３条第１項第１号から第６号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	時　間	試験の内容
午前の部	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	上記３の⑶
午後の部	午後１時00分から午後３時30分までの２時間30分	上記３の⑴、⑵及び⑷

イ　午前の部の試験（以下「測量の試験」という。）及び午後の部の試験（以下「表示に関する登記の試験」という。）とも、多肢択一式及び記述式により実施する。

なお、測量の試験及び表示に関する登記の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。